

件名	亀山市行政手続条例の一部を改正する条例	企画総務部 総務法制室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>処分や行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の一層の充実を図るため、行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号。以下「改正法」といいます。）が、平成27年4月1日から施行されます。</p> <p>地方自治体において、この改正法は、「法律に根拠を有する処分」についてのみ適用があり、「条例に根拠を有する処分」や「行政指導」については適用除外とされています。他方で、地方自治体は、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。</p> <p>このことから、市の行政手続制度においても、行政手続法と同様の改正が必要となるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 行政指導に携わる者が、許認可等をする権限や許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示して行政指導をする場合には、その相手方に対して、その権限の根拠となる法令の条項等を示さなければならないこととします。 <第33条関係></p> <p>(2) 法律又は条例に規定する要件に適合しない行政指導を受けたと思料する場合には、指導を受けた相手方は、行政指導をした市の機関に中止等を求めることができることとします。 <第35条関係></p> <p>(3) 何人も、法令違反の事実を発見した場合には、処分や行政指導の権限がある市の機関等に対して、是正のための処分や行政指導を求めることができることとします。 <新第36条の2関係></p> <p>(4) 行政手続法の改正に合わせ、語句の表記を改めることとします。</p> <p><第2条から第4条まで、第13条から第15条まで、第22条及び第28条関係></p> <p>ア 「名あて人」を「名宛人」に改めます。</p> <p>イ 「かかわる」を「関わる」に改めます。</p>		

3 その他

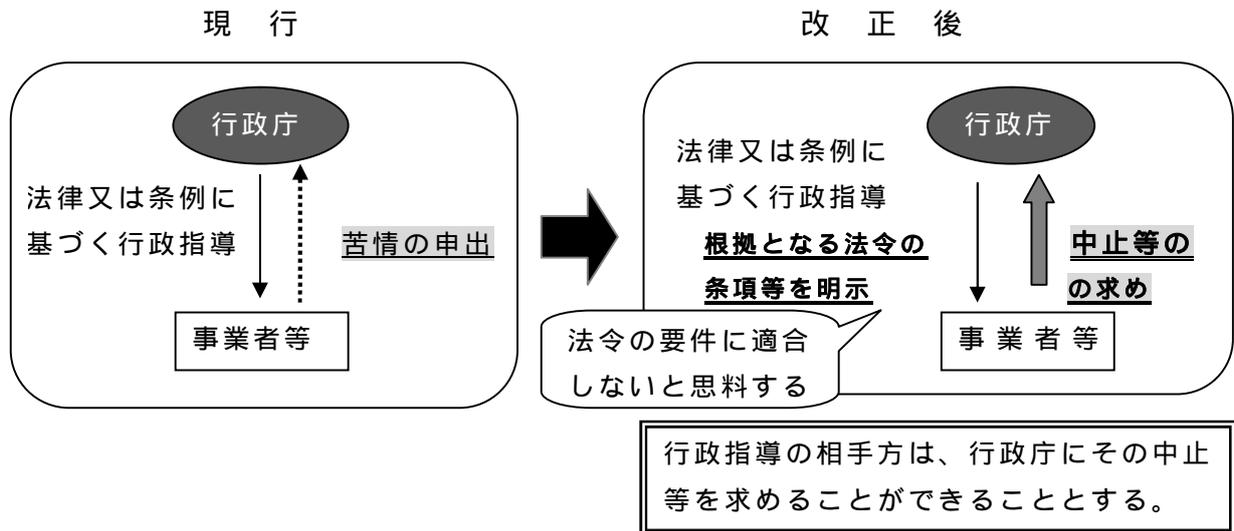
(1) 施行日は、平成27年4月1日とします。

(2) 附則において、本条例を引用している次の条例の一部を改正し、条項の整理を行います。

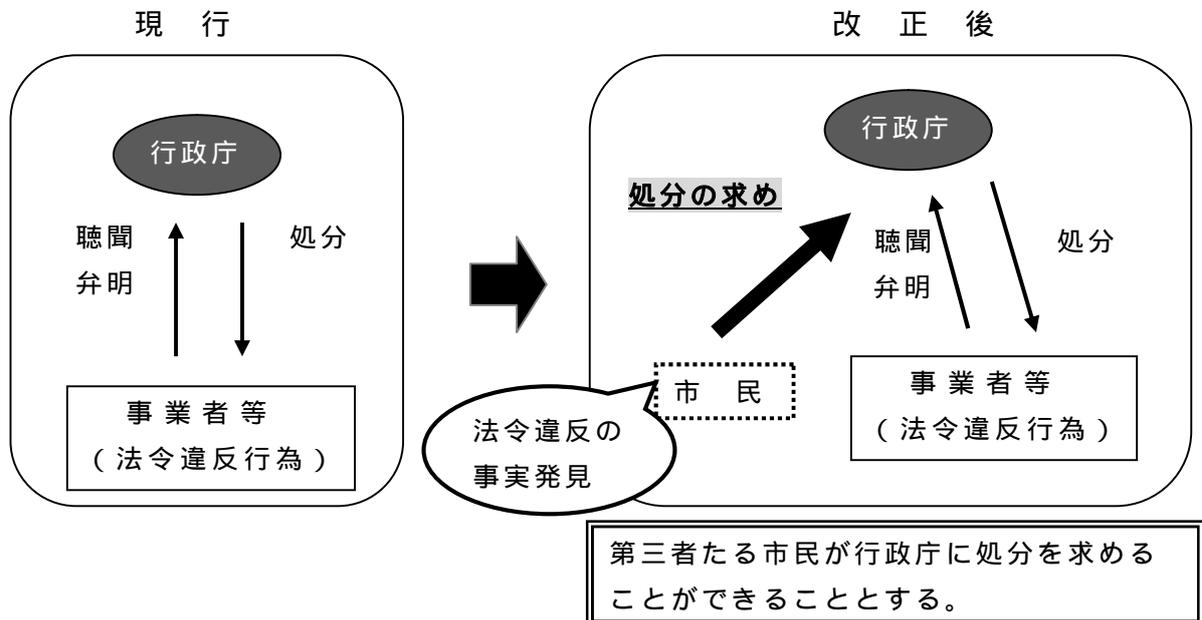
- ア 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例
- イ 亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例
- ウ 亀山市税条例
- エ 亀山市国民健康保険税条例

(参考)

行政指導の方式及び行政指導の中止等の求め



処分等の求め



亀山市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第 4 号

亀山市行政手続条例の一部を改正する条例

亀山市行政手続条例（平成 19 年亀山市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条 - 第 36 条）」を「第 4 章
第 4 章

行政指導（第 30 条 - 第 36 条）
の 2 処分等の求め（第 36 条の 2）」に改める。

第 2 条第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改め、
同条第 7 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 8 号中「か
かわる」を「関わる」に改める。

第 4 条、第 13 条から第 15 条まで、第 22 条及び第 28 条中
「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 33 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前
2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項
を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が
許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使
し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を
示さなければならない。

（ 1 ）当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

（ 2 ）前号の条項に規定する要件

（ 3 ）当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 35 条を次のように改める。

(行政指導の中止等の求め)

第 3 5 条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導 (その根拠となる規定が法律、三重県の条例又は市の条例に置かれているものに限る。) の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章の 2 処分等の求め

第 3 6 条の 2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導 (その根拠となる規定が法律、三重県の条例又は市の条例に置かれているものに限る。) がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

2 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例 (平成 1 7 年亀山市条例第 1 0 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「及び第 3 章」を「、第 3 章及び第 4 章の 2 」に改める。

(亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

3 亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 (平成 1 7 年亀山市条例第 1 0 9 号) の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「及び第 3 章」を「、第 3 章及び第 4 章の 2 」に改める。

(亀山市税条例の一部改正)

4 亀山市税条例 (平成 1 7 年亀山市条例第 5 0 号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び第3章」を「、第3章及び第4章の2」に改め、同条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(亀山市国民健康保険税条例の一部改正)

- 5 亀山市国民健康保険税条例(平成17年亀山市条例第158号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「及び第3章」を「、第3章及び第4章の2」に改め、同条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。